

諮問庁：国立大学法人岡山大学

諮問日：平成28年2月3日（平成28年（独情）諮問第12号）

答申日：平成28年9月28日（平成28年度（独情）答申第32号）

事件名：平成25年度第1回研究活動調査委員会（医系）議事要旨等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1-1ないし文書56（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年10月7日付け岡大総総第83号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 原処分を全て取り消し、請求どおりの文書を特定しその一切を開示せよ。

イ 「法人文書部分開示決定通知書」（岡大総総第83号）の一部である「不開示の理由」等を記述した書面があるが（資料1）、この記載は本件決定に係り不開示とした部分の理由説明として用いられている。その中で法の条文が説明根拠として引用されている。特に法5条1号、2号、3号、4号が頻繁に引用されている（資料1①から⑬を参照）。しかるにこれらの引用は法令の適用要件の検討無しにあるいは適用外状況に、引用条文を機械的に適用しているに過ぎず、正当理由を為していない。そもそも大学行政の適法性や合法性が毀損されており法5条の「職務遂行」「法人の利益」等を主張する前提要件を欠損している（次項参照）。理由書に記載ないし引用

されている「職務」や「法人」は実態としては、職務や法人の名を借りた「私物化裁量」「私的利害」に過ぎず法適用の範疇外である（資料2，3参照）。また文書特定・開示の判断と決定は“法”の立法趣旨にも反している。すなわち結果として岡大総総第83号の決定内容は不正ないし不適正である。よって、前提要件を回復した上で、開示請求通りの文書を公正に特定したうえ、改めてその一切を開示せよ。

ウ 特に、本件開示請求に係る「不正疑惑を問われている特定論文」については、調査自体が杜撰であり恣意的な結論を導いている可能性が高い。添付資料A，B，Cを参照いただきたい。そもそも学術論文の不正疑惑は学内の関係者は一切関与せず、純粋に中立な第三者機関が調査すべきである。また国際的標準に基づき執行される必要がある。それにもかかわらず岡山大学では実質少数の関係者の意向により調査が行われている。なんと論文不正告発者には不自然かつ恣意的な「言いがかり（特定対応）」を付加している（資料2）。

更に驚くべきことに資料3によれば論文不正告発者特定対応は全て故意の措置、冤罪と思われる。よって本件開示請求における文書特定は異常状況下に特定者の介入下に行われており、多くの文書が隠蔽されているとの推定が自然かつ合理的に成り立つ。

よって改めて「公正な文書特定」を強く申し立てる。

エ このような背景を有する「法人文書部分開示決定通知書」（岡大総総第83号）は関係法令に基づいた正当かつ自然な決定内容とは到底思料され得ず、岡山大学の特定関係者が自己の利益のため不当に干渉し人為的に隠蔽した結果の文書である。ここに大学人の良識に基づき異議申立てさせていただく。なお、岡山大学（学長その他役員を含む；資料2，3参照）からの組織的弾圧や嫌がらせ、名誉毀損等の非違行為不利益措置等は法令により厳正に対応させていただきますとともに、法令に基づき本件の経緯および開示結果の一切を適法・迅速に国民に公開させて頂く。

（本答申では資料は省略）

（2）意見書

異議申立人は、a そもそもの法人文書開示請求書（平成27年8月5日付け）、及びb 岡山大学原決定である「法人文書部分開示決定通知書」（岡大総総83号，平成27年10月7日付；別紙の文書一覧）とc 実際に「開示の実施方法の申出書（平成27年10月14日付け）」により開示された文書（総計60枚）、及びd 異議申立書（平成27年11月2日付け）、e 本件諮問に係る岡山大学の理由説明書を精査した。結果として、岡山大学は多少の修正をしたに過ぎず、文書の特定も開

示判断も不適正のままである。

意見を補足すると、

ア e 理由説明書において原処分の決定を改め、「委託金額（文書55・56関係）」が開示される点、および不開示の理由として⑬が削除された点。また不開示の理由として4件が補足説明された。これらは、私の異議申立てにつき法令に従って部分的ながら適法に近づくべく修正をされた結果と理解される。その修正は不十分のままである。

イ 不開示の理由①に記載されているように、当該論文不正疑義については「国立大学法人岡山大学公益通報者保護規定」によりなされたものである。告発者は、その後、特定事由等により、特定対応を受けた。この情報のほぼ全ては岡山大学が現時点（平成28年2月17日）までに公表しあるいは情報開示請求等手続の中で結果として開示している（特定職A等関係の人事広報の組合せを含む）。またこの情報と整合しあるいは一致する報道ないしインターネット上の記載が多数存在し、客観的に事実確認が確定する（例として資料1, 2）。これら事実を踏まえて、本件の審査会の審議が行われるべきである。上記のように僅かの修正では不十分・不適正であり、後に多くの隠蔽と不正、疑惑に基づく、情報不開示が存在する。不正を隠蔽し、告発者を別件を装って弾圧；弾圧の口実は「パワーハラスメント」。岡山大学の本件も典型例であることは識者なら直ちに理解することである。

ウ 添付資料（資料1, 2）が示すように本件の核心にかかわる岡山大学の事態は「論文不正告発、通報者への特定対応」と展開し、異常といわざるをえない。その流れの中で、本件法人文書開示請求を行ったが、関係する大学運用の全てが杜撰かつ弾圧的で、驚愕している。本件関連では多数の訴訟が提起され、現在審理が進んでいる状況であるが、「告発教員の弾圧等」が本質にあり、開示請求者に対する陰湿な抑止や弾圧も散見される。徹底かつ慎重な審議を期待したい。一般則である「原則国立大学法人が正しい」は成り立たない；国立大学法人岡山大学が *insanity* である。わが国における、論文不正告発にはいつも隠蔽と弾圧が伴うことを銘記され、慎重な審議を期待したい。特定大学A, 特定大学B, 特定法人の例を教訓にしていきたい。

そして本件開示請求が告発者への特定対応に連なる本質事案であることに留意され岡山大学（学長）の詭弁や弾圧体質に負けない特定・開示審査を祈念する。情報公開制度は民主主義と社会健全化の基盤であるから。

(本答申では資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問に至る経緯及び概要

- (1) 異議申立人は、処分庁に対し、平成27年8月5日付け「法人文書開示請求書」により、本件請求文書の開示請求を行った。
- (2) 処分庁では、本件開示請求に係る法人文書として、別紙のとおり文書を特定し、その一部を開示する旨の決定をし、平成27年10月7日付け岡大総総第83号「法人文書部分開示決定通知書」により異議申立人に通知し、同年10月14日に、特定した文書のうち異議申立人が指定した文書について、写しの送付による開示を実施した。なお、本件開示請求は、平成27年8月28日付け岡大総総第67号「法人文書開示等決定延期通知書」により、本件開示決定について法10条2項の規定に基づき決定する期間を延長し、延長後の決定期限を同年10月7日にする旨を通知している。
- (3) 異議申立人は、文書の特定及び不開示とした部分の理由付記について、法令の適用要件の検討無しにあるいは適用外に、引用条文を機械的に適用しているに過ぎず正当理由を為していないなどとして、平成27年11月2日付け異議申立書により異議申立てを行った。

2 原処分の決定を改めるもの

原処分で不開示とした情報のうち、本学が画像解析を業者に依頼した際の委託金額(文書55・56関係)については、税金の用途についての説明責任を果たすため、開示をすることにした。

3 異議申立人の主張に対する検討

(1) 文書の特定について

本件研究不正調査事案に係る文書について、研究不正調査の流れに沿って別紙の3のとおり特定した。異議申立人の請求内容に対応する文書は、これ以外にはなく、文書の特定は妥当であると考えます。

(2) 理由付記及び不開示妥当性について

異議申立人は、特定の不開示情報についての不開示妥当性について異議を申し立てているのではなく、本学が不開示とした情報の不開示理由における法の引用が、当該法の適用要件の検討無しにあるいは適用外に、引用条文を機械的に適用しているに過ぎず、正当理由を為していないと主張している。

本件部分開示決定において通知した各文書の不開示情報及びその理由は以下①～⑫のとおりであるが、文書24の不開示理由⑫については、説明が十分ではなかったと思われるため、下記「(3) 補足説明」においてその理由を補足する。

余の不開示情報については、それぞれの理由付記において、不開示と

した情報がどのような種類の情報であり、これらを開示するとどのような支障等があり、法5条のどの号に該当するかが記載されており、法5条各号の該当性について検討し適用しているのは明らかであり、異議申立人の「法の適用要件の検討無しに」等の主張には理由がない。また、一部の理由付記において、開示した場合の支障等の記載がないものがあるが、不開示とする情報内容の記載と根拠条文の引用により当該支障等が容易に推察できるものであり、理由付記として十分であったと考える。

さらに、当該情報を不開示とした理由と根拠条文との相当関係は適当であり、適用外に法を引用しているとの主張は当たらない。

① 告発書

特定の個人を識別することができる情報（一般人基準では識別性はないが、特殊な事情により特定の個人を識別することができる可能性があるものを含む。）であり、法5条1号に該当し、同号但し書きに該当しないため。（法5条1号）

また、告発書は「国立大学法人岡山大学公益通報者保護規程（平成18年岡大規程第6号）」第11条の規定に基づき、通報された内容は正当な理由なく開示してはならないこととなっている。このような情報が開示されると、今後の通報行為を萎縮させることにつながり、公益通報制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（法5条4号）

② 調査委員会委員の氏名及びメールアドレスその他委員の特定につながる記載

委員の氏名、所属を明らかにすると、誹謗中傷や報復を恐れて、将来、委員になることを断る又は委員会での率直な意見を控えることが想定され、委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（法5条4号）

③ 電話番号、内線番号、メールアドレス、パスワード

公開されることにより、目的外に利用され業務に支障が生じるおそれがあるため。（法5条4号）

④ 告発者及び被告発者（調査対象者）の氏名、所属及び職名、又はその特定につながる情報（そのおそれのある情報を含む。）

特定の個人を識別することができる情報（一般人基準では識別性はないが、特殊な事情により特定の個人を識別することができる可能性があるものを含む。）であり、法5条1号に該当し、同号但し書きに該当しないため。（法5条1号）

⑤ 非常勤職員の氏名、第三者の氏名、所属、職名、その他その特定につながる情報（そのおそれのある情報を含む。）

特定の個人を識別することができる情報（一般人基準では識別性は

ないが、特殊な事情により特定の個人を識別することができる可能性のあるものを含む。)であり、法5条1号に該当し、同号但し書きに該当しないため。(法5条1号)

⑥ 委員の発言・意見

公開されることにより将来予定される同種の審議，検討等に係る意思決定においてたとえ発言者が特定されなくても，委員の意見等が公開されることを前提に，委員が外部の評価等を意識して率直な意見を述べることを控える等，意思決定の中立性（独立性）が不当に損なわれるおそれがある情報であるため。(法5条3号)

⑦ 調査の内容・ポイント，方針，手法，資料

審議，検討の内容を公開することにより，調査に当たっての考え方，手法等が明らかになり，今後同種の調査に当たり，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるため。(法5条4号)

⑧ 著者から提出された画像

著者から提出された画像は，すでに公表されている論文の画像と比べ解像度や汎用性が高い情報であり，公にすることにより悪用されるなど当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。(法5条1号)

⑨ 委託業者の代表者印影，振込口座

公開することにより偽造・悪用されるなど当該法人の権利・競争上の地位その他不当な利益を害するおそれがある情報であるため。(法5条2号)

⑩ 検討過程の素案

調査委員会における調査結果のたたき台又は素案であり，事実関係の確認が不十分な情報や未成熟な情報を含むおそれがある。これを公表することにより，調査委員会の見解や対応姿勢などについて誤解や憶測を招く余地があり，将来予定される同種の審議，検討等に係る意思決定において，調査委員会における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。(法5条3号)また，不正確な情報，記載により，誤解が生じ，個人の権利利益を害するおそれがある。(法5条1号)

⑪ 調査結果に対する申立

特定の個人を識別することができる情報（一般人基準では識別性はないが，特殊な事情により特定の個人を識別することができる可能性のあるものを含む。)であり，法5条1号に該当し，同号ただし書きに該当しないため。(法5条1号)

また，本申立は，告発書に対する予備調査委員会の調査結果への異

議申立であり、「国立大学法人岡山大学公益通報者保護規程（平成18年岡大規程第6号）」11条の規定に基づき、告発書の例に準じて、その申立内容は正当な理由なく開示してはならないと解される。このような情報が開示されると、今後の通報行為を萎縮させることにつながり、公益通報制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（法5条4号）

⑫ 情報の性質により、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある記載

特定の個人を識別することができる情報（一般人基準では識別性はないが、特殊な事情により特定の個人を識別することができる可能性があるものを含む。）及び個人の権利利益を害するおそれのある情報であり、法5条1号に該当し、同号但し書きに該当しないため。（法5条1号）

(3) 補足説明

上記(2)のとおり、不開示とした理由には、異議申立人が当該不開示部分についての適否を判断することができる十分な理由は付記されており、妥当であると考えが、①告発書、⑥委員の発言・意見、⑧著者から提出された画像、並びに文書24を不開示とする理由については、以下のとおり補足する。

① 告発書

調査報告書に告発書の引用があり、当該部分は開示されることになるが、告発書単独で公開されてしまうと、結果として不正を認定していないが、不正があったのではないかという事実だけが広まり、調査対象者の権利利益を害するおそれがある。（法5条1号に該当）

⑥ 委員の発言・意見

調査委員会の調査に当たっては、部外の評価等による不当な影響を極力排除して、忌憚のない意見を相互に自由に述べることで審議を尽くすべきところ、これを公表することで、たとえ発言者が特定されないとしても、将来予定される審議においても委員の意見等が公表されることを前提に、委員が部外の評価等を意識して率直な意見を述べることを控える等、意思決定の中立性（独立性）が不当に損なわれるおそれがあるため法5条3号に該当する。

また、研究という専門性の高い事案の調査であるという性質上、調査委員会の委員は当該研究と近い研究分野の教員に依頼することが通例であり、調査対象の研究者に近い者が選任される場合も多い。こうした状況の下で、議事が公表されることとなると、調査委員会の委員が、今後の調査対象者との関係性への影響や紛争を避けるた

め、発言内容から自身が特定されることがないように、表面的な発言や当たり障りのない発言に終始し、率直な意見の交換や類似分野の研究者ならでの観点、気づきなど真相解明に繋がる重要な事項についての発言を避ける等の可能性があり、意思決定の中立性（独立性）が不当に損なわれるおそれや委員会の審議が形骸化するおそれがある（法5条3号に該当）。

そもそも本件研究不正調査などのような同僚等の非違行為に関する調査委員会は、議事が公開されない場合でも、不要な紛争や誹謗中傷に巻き込まれたくないという理由で委員の就任を躊躇する者が多く、一般的に、委員の人選が困難な委員会の一つである。それにもかかわらず、議事が公開されることになると、委員の選任がさらに難航するのは容易に想像でき、調査事務の適正な遂行に著しい支障を生じることとなり、法5条4号に該当する。

⑧ 著者から提出された画像

当該文書は、研究不正調査にあたり調査委員会が論文に掲載した画像の元となる生データの画像解析を業者に依頼するため、調査対象者から提供を受けたものである。

本件研究不正調査事案は、調査の結果、不正行為は認定されなかった。そのため、本来であれば、調査結果は公表する必要がないものであるが、調査の段階で情報が外部に漏えいされ、調査結果が出る前に調査対象者に対する誹謗中傷が繰り広げられていたため、調査対象者の研究活動の正常化及び名誉回復の目的で、例外的に調査結果の概要を公表したものである。また、調査段階で誹謗中傷が繰り広げられたことで、研究活動の中断を余儀なくされ、その結果、当該研究の被験者である患者への診療にも大きな影響を及ぼしている。さらに、調査結果を公表した現在も調査対象者に対する誹謗中傷が続いており、このような状況を鑑みると、開示した生データがインターネット上に流出し、悪意ある者がそれに加工を施し、あたかも不正があったかのように流布することも十分に考えられる。

したがって、これを開示することで、個人の権利利益が不当に害されるだけでなく、当該研究が再度中断を余儀なくされ、当該研究者の研究活動の公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれがあり法5条1号及び4号に該当する。また、その結果、当該研究の被験者である患者への診療にも大きな影響を及ぼし、患者の生命、健康を不当に害するおそれもある。

文書24の不開示理由⑫について

文書24は、識別可能な特定の個人に対する措置が、その文書名及びその内容から推察できるものであり、当該措置の性質から、それ

が公になった場合に当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当し、不開示とした。

以上のとおり、異議申立人の請求に対し、上記(1)の文書を特定したことは妥当であり、その一部を開示することとした原処分については、見直しの結果、なお不開示とするとした文書及び部分については、不開示とすることが妥当であるとする。

また、不開示とした情報の理由付記については、文書24の不開示理由については、上記3の(3)のとおり補足し、余の理由付記については適正であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ④ 同日 審議
- ⑤ 同年8月29日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号、3号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであり、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、岡山大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書は保有しておらず、本件対象文書の不開示部分のうち岡山大学が画像解析を業者に依頼した際の委託金額を除く部分(上記第3の3において諮問庁が説明する不開示部分①ないし⑫。以下、併せて「不開示維持部分」という。)はなお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 研究活動に係る不正行為に関する調査委員会等の一切の関連事項については、事案の性質上、岡山大学研究交流部研究交流企画課が一元的に管理しており、他の部署では扱っていない。したがって、本件開示請求に際しては、同課において、上記第3の3(1)で説明

したように、研究不正調査の流れに沿って、請求文書に該当する可能性のある文書の探索、特定を行ったものである。ただし、画像解析を実施した専門業者との契約関係の文書については、当該契約を担当した財務部契約課の保管する文書を特定している。

イ 異議申立人は本件対象文書の特定に疑義を述べているが、本件対象文書の外には本件請求文書に該当する文書はなく、原処分における文書の特定は妥当であると考える。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、岡山大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 「① 告発書」及び「⑪ 調査結果に対する申立」について

本件対象文書を見分すると、当該不開示維持部分は、岡山大学において研究不正が行われているとして告発を行った個人（告発者）が提出した告発書及び岡山大学から通知された当該告発に係る調査結果に対して告発者が申立てを行った文書であって、各文書の全体が法5条1号及び4号に該当するとして不開示とされているものであることが認められる。

当該不開示維持部分は、告発者の氏名等の記載とあいまって、その全体が法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該情報については、岡山大学においてこれを公にすることとはしておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、法5条1号ただし書イには該当しない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、氏名、所属等に係る部分については、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、同項による部分開示の余地はなく、その余の不開示維持部分については、これを公にすると、告発者の知人、大学の関係者等一定の範囲の者には個人の特定や推測が可能となる可能性は否定し難く、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 「④ 告発者及び被告発者（調査対象者）の氏名，所属及び職名，又はその特定につながる情報（そのおそれのある情報を含む。）」及び「⑤ 非常勤職員の氏名，第三者の氏名，所属，職名，その他その特定につながる情報（そのおそれのある情報を含む。）」について

本件対象文書を見分すると，当該不開示維持部分は，文書中の個人の氏名，職名，当該個人の属性等が記載された部分が，法5条1号に該当するとして不開示とされているものであることが認められる。

当該不開示維持部分は，各個人に係る記載の部分がそれぞれ一体として，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また，当該情報については，同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められず，個人識別部分であることから法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該不開示維持部分は，法5条1号の不開示情報に該当すると認められ，不開示としたことは妥当である。

ウ 「⑧ 著者から提出された画像」，「⑩ 検討過程の素案」及び「⑫ 情報の性質により，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある記載」について

本件対象文書を見分すると，当該不開示維持部分は，研究不正が行われたとして告発された研究論文の著者から提出された論文掲載画像の元画像（データ）が法5条1号及び4号に該当するとして，研究不正が行われたとして告発された研究論文に係る調査結果の検討過程の素案が同条1号及び3号に該当するとして，また，文書中に記載された個人の言動やそれに対する評価，措置等であって直接個人の氏名等の記載を伴わない部分が同条1号及び4号に該当するとして，それぞれ不開示とされているものであることが認められる。

当該不開示維持部分については，いずれも氏名等直接に個人を識別することができる情報は含まれていないが，著者から提出された画像及び研究論文に係る調査結果の検討過程の素案については，関連分野の研究者等一定の範囲の者には岡山大学に所属する各研究者が発表した論文の内容と照合することにより，また，その余の部分については，該当する個人の知人，大学の関係者等においてその知り得た情報と照合することにより，個人を特定できることとなる可能性は否定し難く，個人が特定された場合には，当該個人に関する通常明らかにされることのない情報が明らかとなってその権利利益を害するおそれがあり，法5条1号本文後段に該当すると認められる。また，同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも

認められない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条1号に該当し、同条3号及び4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条2号イ該当性について（「⑨ 委託業者の代表者印影，振込口座」について）

当該不開示維持部分について諮問庁は、公にすることにより当該法人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報である旨説明するところ、印影については、認証的機能を有するものであって、それにふさわしい形状を有することが、また、振込口座については、特定の取引先に限定して示された法人の内部管理情報であることが認められ、これを公にすることにより、当該法人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該不開示維持部分は法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条4号該当性について

ア 「② 調査委員会委員の氏名及びメールアドレスその他委員の特定につながる記載」について

当該不開示維持部分について諮問庁は、委員の氏名、所属を明らかにすると、誹謗中傷や報復を恐れて、将来、委員になることを断る又は委員会での率直な意見を控えることが想定され、委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

当該不開示維持部分に係る上記諮問庁の説明は、これを否定し難く、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 「③ 電話番号，内線番号，メールアドレス，パスワード」について

当該不開示維持部分について諮問庁は、公にすることにより目的外に利用され業務に支障が生じるおそれがある旨説明するところ、この説明に特段不自然、不合理な点はなく、当該不開示維持部分については、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されるなど、岡山大学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 「⑥ 委員の発言・意見」について

当該不開示維持部分について諮問庁は、調査委員会の調査に当たっては、部外の評価等による不当な影響を極力排除して、忌憚のない意見を相互に自由に述べることで審議を尽くすべきところ、これを

公にすると、将来予定される審議においても委員の意見等が公表されることが前提となり、委員が部外の評価、調査対象者との関係性への影響や紛争を意識して、率直な意見の交換や真相解明につながる重要な事項についての発言を避ける等の可能性があり、意思決定の中立性（独立性）が不当に損なわれるおそれや委員会の審議が形骸化するおそれがあることから法5条3号に該当する旨説明する。また、当該不開示部分を公にすると今後の委員の選任が更に難航することとなることが予測される等の事情を挙げ、調査事務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあり同条4号にも該当する旨説明する。

当該不開示維持部分には、委員の個別の発言等を含めた調査委員会における具体的な審議の過程を示す情報の記載が認められ、これを公にすることにより調査委員会の審議において意思決定の中立性（独立性）が不当に損なわれるおそれや審議が形骸化するおそれがあるとすると上記諮問庁の説明はこれを否定し難く、結果として調査委員会による調査事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあり、法5条4号柱書きに該当するものと認められる。

したがって、当該不開示維持部分は法5条4号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 「⑦ 調査の内容・ポイント、方針、手法、資料」について

当該不開示維持部分について諮問庁は、審議、検討の内容を公開することにより、調査に当たっての考え方、手法等が明らかになり、今後同種の調査に当たり、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条4号に該当する旨説明する。

当該不開示維持部分に係る上記諮問庁の説明は、これを否定し難く、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号、3号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、岡山大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきと

している部分は、同条1号、2号イ及び4号柱書きに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

本件開示請求では国立大学法人岡山大学の公式ホームページ特定URLにて公表している「研究活動に係る不正行為に関する調査結果について」（特定日A付け）の内容にかかわり入手ないし作成された一切の法人文書を開示請求する。

多少補足すると

- ① 公表に「特定日B及び特定日C、本学学長に対し、特定本数の論文について、不正の告発があった」とありその一切の法人文書が対象である。
 - ② 公表に「1 予備調査の実施」とありその一切の法人文書が対象である。
 - ③ 公表に「2 本調査の実施」とありその一切の法人文書が対象である。これには「調査方法a, b」, 「調査結果」の内容全てが含まれる。
- * 法人文書開示請求であるので法令に基づく非開示情報は請求対象外であるが、開示該当部分は遺漏なく特定し開示することを求める。学外文献等に当該「不正の告発内容」の一部が記載されている。高等教育に携わる者には、真相把握が求められていると思慮し、恐縮であるが開示請求をさせて頂いた。岡山大学の発展を祈念する。

2 本件対象文書

- 文書1-1 研究活動に係わる不正行為の告発****
- 文書1-2 告発書（特定日B付け）
- 文書2-1 研究活動に係わる不正行為の告発****
- 文書2-2 告発書（特定日C付け）
- 文書3 告発書（特定日C付け）
- 文書4 予備調査委員会の設置について
- 文書5 【委員会の開催】予備調査委員会について
- 文書6 【開催通知】第2回予備調査委員会について
- 文書7 第2回岡山大学予備調査委員会への出席依頼について
- 文書8 【開催通知】第3回予備調査委員会について
- 文書9 平成25年度 第1回予備調査委員会（医系）議事要旨について
- 文書10 平成25年度 第1回予備調査委員会（医系）議事要旨
- 文書11 平成25年度第2回予備調査委員会（医系）議事進行メモ，議事次第及び資料
- 文書12 第2回予備調査委員会（医系）議事要旨
- 文書13 第3回予備調査委員会（医系）議事進行メモ，議事次第及び資料

料

- 文書 1 4 第 3 回 予備調査委員会（医系）議事要旨
- 文書 1 5 予備調査結果案について
- 文書 1 6 研究活動に係る不正行為に関する予備調査結果について（報告）
- 文書 1 7 研究活動に係る不正行為に関する予備調査結果について（通知）
- 文書 1 8 研究活動に係る不正行為に関する予備調査結果について（通知）
- 文書 1 9 予備調査結果に対する申し立て（特定日 D 付け）
- 文書 2 0 予備調査結果に対する申し立て（特定日 E 付け）
- 文書 2 1 予備調査結果に対する申し立てについて
- 文書 2 2 予備調査結果の第三者への情報提供について
- 文書 2 3 通知書の送付について
- 文書 2 4 * * * *
- 文書 2 5 平成 2 6 年度 7 月（第 4 回）教育研究評議会議事要旨
- 文書 2 6 研究活動調査委員会（医系）の設置について（案）（平成 2 6 年度 7 月（第 4 回）教育研究評議会机上配付資料）
- 文書 2 7 岡山大学研究活動調査委員会委員（医系）の委嘱について
- 文書 2 8 第 1 回 岡山大学研究活動調査委員会（医系）の開催について
- 文書 2 9 第 2 回 岡山大学研究活動調査委員会（医系）の開催について
- 文書 3 0 第 1 回 研究活動調査委員会（医系）議事要旨の作成について
- 文書 3 1 第 1 回 研究活動調査委員会（医系）議事要旨
- 文書 3 2 第 2 回 岡山大学研究活動調査委員会（医系）議事次第および資料
- 文書 3 3 研究活動調査委員会（医系）への画像データの提出について
- 文書 3 4 著者から提出された画像及び説明文書
- 文書 3 5 論文掲載画像に関する検証報告書
- 文書 3 6 専門委員による調査結果について
- 文書 3 7 画像調査及び報告書作成について（依頼）
- 文書 3 8 大学顧問弁護士法律相談申請書について
- 文書 3 9 大学顧問弁護士法律相談報告書について
- 文書 4 0 機密保持契約の締結について
- 文書 4 1 告発者からの指摘にかかる説明について
- 文書 4 2 調査対象者からの説明文書
- 文書 4 3 調査報告書案のご確認の依頼
- 文書 4 4 研究活動に係る不正行為に関する調査結果について（報告）
- 文書 4 5 研究活動に係る不正行為に関する調査結果について（通知）

- 文書 4 6 研究活動に係る不正行為に関する調査結果に対する不服申立について
- 文書 4 7 不服審査委員会の設置について
- 文書 4 8 第 1 回不服審査委員会の議事要旨について
- 文書 4 9 第 1 回不服審査委員会 委員長進行メモ
- 文書 5 0 第 1 回不服審査委員会の議事要旨
- 文書 5 1 不服審査委員会の判定結果について（報告）
- 文書 5 2 不服申立の受理及び判定結果について（通知）
- 文書 5 3 不服申立の受理及び判定結果に関する通知並びに論文の訂正について
- 文書 5 4 研究活動に係る不正行為に関する調査結果について
- 文書 5 5 見積書・請求書・納品書・仕様書
- 文書 5 6 購入依頼書，支出契約決議書，債務計上票
- （注）文書名は開示決定通知書の記載による。また，「****」は文書名の一部が開示とされていないものである。

3 本件対象文書と研究不正調査の流れ及び開示請求書に補足・例示された事項との対応関係

| 研究不正調査の流れ | 本件対象文書 | 開示請求書中の補足・例示 |
|---------------|------------------|--------------|
| 告発の受理 | 文書 1 - 1 ないし文書 3 | ① |
| 予備調査委員会の設置 | 文書 4 | ② |
| 予備調査の実施 | 文書 5 ないし文書 1 4 | |
| 予備調査結果の報告・通知 | 文書 1 5 ないし文書 1 8 | |
| その他予備調査に関すること | 文書 1 9 ないし文書 2 4 | |
| 本調査委員会の設置 | 文書 2 5 ないし文書 2 7 | ③ |
| 本調査の実施 | 文書 2 8 ないし文書 4 2 | |
| 本調査結果の報告・通知 | 文書 4 3 ないし文書 4 5 | |
| 不服申立て | 文書 4 6 ないし文書 5 3 | |
| その他本調査に関すること | 文書 5 4 ないし文書 5 6 | |